

大学生等UIJターン促進事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する大学生等UIJターン促進事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 事業の目的

会津地方は、県内でも高齢者の割合が高い地域であり、地域活力の低下が懸念されることから、人口減少・少子高齢化への対策が喫緊の課題となっている。

このため、県内大学生等及び県内出身で他県等に進学した大学生等をターゲットとして、会津管内の企業の魅力を伝えるとともに、インターンにつなげるための企業とのWEB交流会、相談窓口の設置等を実施することにより、会津地方の企業への就職者を増加させ、地域経済の活性化、人口減少・少子高齢化の歯止めを図る。

2 事業の対象

(1) 企業

会津地方（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡）に事業所を持つ企業

(2) 大学生等

- ・ 福島県内の短期大学1年次に在籍する短期大学生及び4年制大学3年次に在籍する大学生
- ・ 福島県内高校出身で、福島県外の短期大学1年次に在籍する短期大学生及び4年制大学3年次に在籍する大学生

3 事業の内容

(1) ランディングページ（LP）の作成

本事業に係る情報を一元化したランディングページを作成、運営する。

(2) 広報及び参加者の確保

本事業の広報及び参加企業・参加大学生等の確保に係る取組を効果的に実施する。

(3) 企業向けセミナーの開催

会津地方の企業に対して、福島県出身の大学生等に企業の魅力を効果的に発信する方法及び就職につながるインターン受入プログラムの作成等に係るセミナーを2回以上実施する。

(4) 企業と大学生等のオンラインによる交流会の実施

テーマごと（例：会津の伝統産業、製造業、観光業、女性が活躍する企業等）に複数の企業によるPR及び大学生等との意見交換を盛り込んだ交流会をオンラインで4回以上実施する。

なお、企業によるPRに当たっては、仕事の内容、働く社員の姿、職場の雰囲気や大学生等に伝わるよう工夫して実施する。

(5) UIJターンに係る相談窓口の運営

大学生等の就職活動に係る相談や、会津地方の企業との橋渡しを行う相談窓口をオンラインで設置、運営する。

(6) 分析・フィードバックの実施

本事業による効果を計測するため、アンケート等による調査など、必要な効果分析を実施することとし、次年度以降の事業も見据え、本事業を通じたUIJターン促進の効果に関する分析結果の報告を提出するものとする。

る。

4 事業成果の把握・とりまとめ

次の事項についてとりまとめ、実績報告書により報告すること。

- (1) 事業実施内容
- (2) 事業成果に対する分析・課題

5 総括責任者

乙は本業務の実施に当たり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

6 成果品

- (1) 実績報告書（正副本1部ずつ）
- (2) 各事業を実施するうえで製作した印刷物や電子データがある場合、その一式
- (3) 各事業を実施するうえで撮影した写真・動画に係る電子データがある場合、その一式

7 提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者通知書
 - ウ 事業スケジュール表（任意様式）
 - エ 業務実施体制図（任意様式）
 - オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 完了届
 - イ 収支決算書（任意様式）
 - ウ 成果品
 - エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

8 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、甲と協議、調整のうえ、事業スケジュール表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (5) 本業務の遂行に当たり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (6) 業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に報告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。